

請願・陳情

県の仕事などについて要望や意見があるときは、文書にして議会に提出することができます。これを請願・陳情といいます。請願・陳情は、県民のみなさんの声を県政に反映させるための大切な制度です。

請願は、委員会審査後に本会議で採否を決定します。採択となったもので執行機関において処理することが適当なものについては、知事等に送付し、処理の経過および結果の報告を求めます。本会議での採否の結果については、請願者（代表者）に通知します。なお、請願には議員1人以上の紹介が必要です。

陳情は、所管の委員会に参考送付され、議案などの審査の際の参考に供されますが、本会議において採否は決定されません。

請願・陳情書の提出

【作成方法】

様式は特に定めはありませんが、右の様式例を参考に邦文で作成してください。

- ・請願書の表紙に紹介議員の署名または記名
- ・請願（陳情）の件名と趣旨
- ・提出年月日
- ・請願・陳情者（代表者）の住所・署名または記名

【提出方法】

議会事務局への持参のほか、郵送またはメールでも受け付けております。

表紙	内容
〇〇〇に関する請願 (陳情)	〇〇〇に関する請願(陳情) 趣旨・理由等 〇〇〇は、〇〇〇である よって、下記事項を請願 (陳情)する。 記 1. 〇〇〇すること 2. 〇〇〇すること 令和 年 月 日 請願・陳情者(代表) 住所 氏名(署名または記名) (外〇名) 茨城県議会議員 殿
紹介議員の署名または記名 (※請願のみ)	

